

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	2 款 9 項 1 目 選挙管理委員報酬等	所管区局・課	選挙管理委員会事務局 選挙課	令和3年度 事業評価書 番号	2 - 9 - 1 1			
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	地方自治法、横浜市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例等				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	「横浜市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例」等に基づき、市及び区の選挙管理委員会委員の報酬等を支給する。						
	具体的な 事業内容	市及び区の選挙管理委員会委員の報酬・費用弁償を執行する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績		
		目標 実績						
		目標 実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額		137,620千円	137,568千円	137,536千円	137,538千円	
		繰越額		137,183千円	137,027千円	137,107千円	136,869千円	
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)		437千円	541千円	429千円	669千円	
		人 件 費	一般職職員		100%	100%	100%	100%
			再任用職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
概算人件費			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
総事業費		8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円			
増▲減		145,974千円	145,812千円	145,930千円	145,692千円			
		—	▲ 162千円	118千円	▲ 238千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	条例等に基づき、業務を行う必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き条例等に基づき、業務を行う。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 飯田 啓晶	係長 宮田 広道	庶務 係 田元 幸広			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		2 款 9 項 1 目 選挙管理委員会運営費		所管区局・課	選挙管理委員会事務局 選挙課	令和3年度 事業評価書 番号	2 - 9 - 1 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	地方自治法、公職選挙法、選挙執行経費基準法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	選挙管理委員会の円滑な運営を行う。					
	具体的な 事業内容	選挙管理委員会の経常的な事務の執行を行う。 また、令和2年度については、住民投票条例制定請求に関する署名簿の審査及び期日前・不在者投票システムの更新を実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		15,943千円	15,793千円	15,776千円	79,101千円
		繰越額		9,951千円	11,732千円	13,485千円	80,834千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		5,992千円	4,061千円	2,291千円	△ 1,733千円
		人 件 費	一般職職員		62%	74%	85%
再任用職員			3.0人	3.0人	3.0人	11.0人	
概算人件費			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
総事業費		26,373千円	26,355千円	26,469千円	97,053千円		
増▲減		36,324千円	38,087千円	39,954千円	177,887千円		
		—	1,763千円	1,867千円	137,933千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	経費削減に向け引き続き取り組んでいくが、直接請求対応や選挙機材の更新など当初予算では対応が困難になるケースが今後も発生する可能性がある。また、共通化に向けたシステム改修などの経費の必要性が年々増えてきている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	厳しい財政状況の中、経費削減に取り組みながら業務を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 飯田 啓晶	係長 宮田 広道	庶務 係 田元 幸広
--------------------	-------------	-------------	---------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		2款 9項 1目 選挙常時啓発費		所管区局・課	選挙管理委員会事務局 選挙課	令和3年度 事業評価書 番号	2-9-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	公職選挙法第6条			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公職選挙法第6条第1項に「選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反に関し必要と認める事項を選挙人に周知されなければならない。」と規定しており、市民の選挙・政治意識の高揚を図るため事業を実施している。					
	具体的な 事業内容	駅への選挙啓発パネルを掲出、市内の学校や地域での選挙に関する出前授業や模擬投票等の実施、市内全中学3年生向けの社会科副教材「あと3年」の作成・配布、成人の日を祝うつどいを共催し、新成人向け冊子「はたちの投票Book」の作成・印刷・発行、高校での参加体験型主権者教育等を実施した。明るい選挙推進員のスキルアップを図ることを目的に研修会の開催や啓発活動に関する物品の維持管理等を行うとともに民間ボランティア団体である市・区明るい選挙推進協議会の啓発活動を補助した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	成果指標としては、各種選挙の投票率や選挙違反の横率数が考えられるが、投票率は選挙の種類や政治情勢等に大きな影響を受けるため、選挙啓発事業の目標値として設定することは適切ではないと考える。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度 32,600千円	平成30年度 32,600千円	令和元年度 32,600千円	令和2年度 32,600千円	
		支出済額	26,250千円	21,664千円	29,485千円	21,932千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	6,350千円	10,936千円	3,115千円	10,668千円	
		執行率(%)	81%	66%	90%	67%	
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費	35,041千円	30,449千円	38,308千円	30,755千円			
増▲減	—	▲ 4,592千円	7,859千円	▲ 7,553千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公職選挙法第6条第1項により、市民の選挙・政治意識の高揚を図るための選挙啓発事業は、選挙管理委員会の責務であると定められている。近年、投票率が低下していることを勘案すると、選挙日程を周知するだけでなく、常時啓発事業を実施することで、主権者の意識を高めることが必要不可欠である。 選挙管理委員会と教育委員会では、協定を締結して、学齢期を含む若年層への主権者教育を推進していくこととなった。 また、投票参加の推進などのため明るい選挙推進協議会(以下、明推協)と連携することが必要不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	選挙が公明且つ適正に行われ、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上が図られ、選挙に際しては、投票の方法、選挙違反に関し必要と認める事項を選挙人に周知されている。国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく高い資質を持った主権者が育っている。 また、約3,000人の明推協推進委員、推進員が市内の各地域できめ細やかに選挙啓発活動を実施している大都市は横浜市だけでなく、その成果として政令指定都市の中でも投票率は高い水準にある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	選挙の常時啓発は、国や県もそれぞれの立場から行っている。本市としては地域の実情に応じたきめ細やかな啓発を行う必要があり、国や県と協調して、啓発活動を効果的・効率的に展開していく。 また、関係機関等との連携により選挙啓発活動を行っているが、今まで以上に有効な活動が出来るよう、連携を強化していくことが必要と考える。 各区においては、推進委員・推進員との連携の状況や人数が異なり、区の実情に合わせた活動をしている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 統一地方選挙や市長選挙時に実施している「投票参加状況調査」等により、市民のニーズを把握しながら啓発事業を企画検討するように努めている。また、教材等は、教育委員会等にヒアリングを行い、教育現場で適切に使用できるように努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	公職選挙法改正により2016年夏の参院選から選挙権が20歳以上から18歳以上へと引き下げられたため、将来への有権者を対象とした主権者教育の推進がこれまで以上に重要となっている。 地方選挙を中心に投票率が低下しており、特に若年層がその傾向が顕著であるため、未来の有権者を含む若者が「選挙・政治」への意識や関心を高めるための主権者教育や啓発事業の強化、また、高齢者や障害者等への郵便投票制度の広報や投票環境向上に向けた環境整備が求められる。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 飯田 啓晶	係長 遠藤 伸哉	啓発係 小田島 薫	